平成２６年（フ）第１１０号
沖縄県那覇市字真地277番地　真地市営住宅11―101
債務者　仲里由美子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１４９号
沖縄県浦添市牧港２丁目２番５―102号　タナハラアパート
債務者　屋比久孟成
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４５９号
神戸市兵庫区金平町１丁目２番５号
債務者　藤根　義仁
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９３号
岐阜県海津市南濃町吉田199番地１　Ｆａｍｉｌｌｅ・Ｒｕｉ　106号室、従前の住所名古屋市名東区一社４丁目160番地　ユース名東306号
債務者　古谷　美紀
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７号
青森県弘前市大字城東北２丁目２番地16　やすらぎ荘205号
債務者　佐藤　竜彦
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第８３４号
愛知県海部郡蟹江町宝１丁目415番地
債務者　小山　博史
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９３５号
名古屋市中区新栄２丁目29番５号　メゾン・ド・レジャンド912号
債務者　奥　　珠里
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８３０号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東３丁目９―19
債務者　藤原四四三
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８５０号
神奈川県横浜市港南区東永谷３丁目43―20―603
債務者　林田　武久
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８７１号
千葉県千葉市中央区今井１丁目22―３
債務者　大山　晶子（旧姓萩野）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８７２号
埼玉県久喜市鷲宮2789―３　県営金山団地６―403
債務者　高井有希美（旧姓小泉・富澤）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８７３号
千葉県千葉市花見川区花見川１―28―206
債務者　川口　博幸
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８７４号
埼玉県草加市青柳５丁目39―26
債務者　西村　崇弘
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８８３号
東京都足立区神明３丁目５―10―103　グリーンパーク綾瀬21
債務者　保坂　永一
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８８５号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　太田　誠一
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８８６号
千葉県市川市大町124　市営住宅大町第二団地８棟508
債務者　馬場　昭弘
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部